

執筆者:

E-mail⊠ 張 翠萍

E-mail ☑ 陳 致遠

E-mail 
星野 大輔

# 1. はじめに

2022 年 5 月 11 日に、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」(以下「経済安全保障推進法」という。)が国会で可決され、成立した。同法の目的は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保について、その推進に関する基本的な方針を策定すると共に、①特定重要物資の安定的な供給の確保に関する制度、②特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度、③特定重要技術の開発支援に関する制度、④特許出願の非公開に関する制度、の四制度を創設して、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進することとされている(経済安全保障推進法 1 条)。なお、上記各制度を含む同法は、公布から 2 年以内に段階的に施行されることとされており(経済安全保障推進法附則 1 条)、2024年には各制度がスタートすることになる。

経済安全保障推進法で創設された制度は、何れも、日本国内における外国企業(その日本国内拠点を含む。以下同様)の経済活動を直接的に制約するものではなく、また、日本国内の市場から特定の国の企業を名指しで排除するものではない。しかしながら、これら制度の運用次第では、日本国内における外国企業の経済活動に影響が生じる可能性は否定できないため、日本国内で経済活動を行う外国企業においては、施行前にその内容を理解し、事前に対応を進めることが望ましいと考えられる。

# 2. 新たに創設された制度

上記の通り、経済安全保障推進法においては、4 つの制度が新たに創設された。それぞれの制度の概要は、下記の通りである。

# (1) 特定重要物資の安定供給の確保に関する制度

まず、サプライチェーンの強靱化を目的として、政府が政令で指定する「特定重要物資」(経済安全保障推進法7条)について、安定供給のための民間企業への補助等を実施する制度が創設された。

政令で「特定重要物資」として何が指定されるかは今後の動向を注視する必要があるが、これまでの政府の有識者会議「での議論では、レアアース、半導体、医薬品等が挙げられている。また、条文上は、プログラムも「特定重要物資」に含まれ得ることが明示されており(経済安全保障推進法 7条)、例えばクラウドシステムなども「特定重要物資」となり得る点に留意する必要がある。「特定重要物資」として指定された物資については、主務大臣により安定供給確保のための方針(「安定供給確保取組方針」)が定められ(経済安全保障推進法 8条 1項)、公表される(経済安全保障推進法 8条 5 項)。

具体的な補助の仕組みだが、まず、「特定重要物資」の安定供給確保を図る民間事業者は、その計画(「供給確保計画」)を主務

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai\_anzen\_hosyohousei/dai2/gijiyousi.pdf

#### NISHIMURA & ASAHI

大臣に提出して認定を受けることになる(経済安全保障推進法 9 条)。そして、当該認定を受けた民間事業者(「認定供給確保事業者」)は、指定金融機関からの貸付(経済安全保障推進法 13 条 1 項)、助成金の交付(経済安全保障推進法 31 条 3 項 1 号)等の支援を受けることができる。その代わり、供給確保計画の実施状況を定期的に主務大臣に報告する義務を負い(経済安全保障推進法 12 条)、また、当局からの報告・資料提出要請に応じる義務を負う(経済安全保障推進法 48 条 4 項)。

本制度は、経済安全保障推進法の公布から 9 ヶ月以内の範囲において政令で定める日から施行される(経済安全保障推進法 附則 1 条柱書)。

なお、条文上は、日本法人である外国企業の子会社が、主務大臣の認定を受けて認定供給確保事業者として支援を受けることは制限されていない。

## (2) 特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度

本制度は、日本の基幹インフラの安全性・信頼性確保を目的とするものであり、重要な社会インフラのうち、機能が停止等した場合に国家及び国民の安全を損なう可能性が高いものを提供する事業者(「特定社会基盤事業者」)について、一定の重要設備の導入及びメンテナンスの委託等に関する計画を事前審査の対象とするものである(経済安全保障推進法 52 条 1 項)。

本制度の対象となり得る社会インフラとしては、条文上、電気・ガス・石油備蓄・水道・鉄道・自動車貨物運送・海上運送・航空運送・空港運営・通信・放送・郵便・金融・クレジットカードが挙げられており(経済安全保障推進法 50 条 1 項)、これらの社会インフラの提供事業者のうち「特定社会基盤事業者」として指定された事業者については、名称等が公示される(経済安全保障推進法 50 条 2 項)。なお、経済安全保障推進法制定に際して、国会において「中小規模の事業者については、役務の安定的な提供に支障が生じた場合に与える国民生活又は経済活動への影響が限定的であるほか、規制への対応が相対的に大きな負担となると考えられることから、規制の対象とするべきかについては慎重に行う」との付帯決議がされていることを踏まえると、特定社会基盤事業者として指定されるインフラ事業者は大企業が中心になるものと思われる。

また、導入及びメンテナンスの委託について事前審査がなされる重要設備については、条文上、「設備、機器、装置又はプログラム」として定義されており(経済安全保障推進法50条1項柱書)、有体物たる設備・機器類に限らず、プログラムやクラウドシステムについても、導入や外部へのメンテナンス委託等の計画が本制度の対象となり得る点に留意が必要である。

本制度に基づく事前審査の対象となる重要設備については、まず、原則として事前審査の届出受理から 30 日間は重要設備の 導入及びメンテナンスの委託をすることはできない(経済安全保障推進法 52 条 3 項)。また、事前審査の結果、当該重要設備が妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいと認めるときは、主務大臣は導入等の計画の変更等を行うよう勧告することができ(経済安全保障推進法 52 条 6 項)、インフラ事業者が当該勧告に従わなかった場合には導入等の中止を命じることもできる(経済安全保障推進法 52 条 10 項)。事前審査を受けずに重要設備の導入等を行った場合には、刑事罰(2 年以下の懲役)の対象となる(経済安全保障推進法 92 条)。

本制度については、まず、基本指針が経済安全保障推進法の公布から 1 年以内に策定されることが予定されており、経済安全保障推進法附則 1 条 2 号)、当該指針において特定社会基盤事業者の指定等に関する方針が示されるものと思われる(経済安全保障推進法 49 条 2 項 2 号)。その後、特定社会基盤事業者の指定は法律の公布から 1 年 6 ヶ月以内に(経済安全保障推進法附則 1 条 3 号)、重要設備の導入計画等に関する事前審査は法律の公布から 1 年 9 ヶ月以内に(経済安全保障推進法附則 1 条 4 号)、それぞれ政令において定める日から施行されることになる。

#### (3) 特定重要技術の開発支援に関する制度

本制度は、先端的な重要技術の研究開発を促進し、その成果の適切な活用を図ることを目的としており、宇宙・海洋・量子・AI・バイオ等の分野における先端的な重要技術への支援が想定されている。具体的には、先端技術であって、不当に利用された場合や安定的な利用ができなくなった場合に国家及び国民の安全を損なう事態を生じるおそれがあるもの(「特定重要技術」)を対象としており、これらについて、国による情報の提供、資金の確保、人材の養成等の措置を講じることとされている(経済安全保障推

#### NISHIMURA & ASAHI

進法 61 条)。

本制度は、経済安全保障推進法の公布から 9 ヶ月以内の範囲において政令で定める日から施行される(経済安全保障推進法 附則 1 条柱書)。

## (4) 特許出願の非公開化に関する制度

本制度は、特許を公開した場合に外部からの行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生じるおそれが大きい発明について、特許出願を非公開化することを可能とするものである。本制度については、まず、基本指針が法律の公布から 1 年以内に策定されることが予定されている(経済安全保障推進法附則 1 条 2 号)。その後、本制度は、法律の公布から 2 年以内の範囲において政令で定める日から施行される(経済安全保障推進法附則 1 条 5 号)。

# 3. 外国企業への影響

## (1) インフラ事業者への設備の提供等

新たに創設された上記制度のうち、外国企業への影響が特に大きいものは、一部のインフラ事業者について、重要設備の導入及びメンテナンスの委託等に関する計画を事前審査の対象とする、上記 2.(2)であると思われる。同制度の制定に当たっては、ドイツの IT セキュリティ法 2.0 や米国の ICTS(Information and Communications Technology and Services)の販売・利用制限に係る大統領令 2が参考にされているが 3、米国の大統領令は中国製通信機器の利用を事実上制限するものとなっており、同様の運用がなされれば日本において経済活動を営む中国企業(その日本国内拠点を含む。以下同様)の同様の経済活動に大きな影響が生じる可能性もあるため、特にインフラ事業者に対して設備等を提供している中国企業からは関心が強いところであると思われる。

この点、上記の通り、本制度の適用対象となるインフラ事業者(特定社会基盤事業者)の多くは大企業になる可能性が高いと考えられるため、影響が生じる可能性があるのは主として日本の大企業との取引になると考えられる。特定社会基盤事業者は本制度の運用開始前に公示される予定であるため、日本のインフラ事業者と取引関係がある外国企業は今後に自社の取引先が特定社会基盤事業者として指定されるか否かを注視していくことになると考えられる。

仮に取引先が特定社会基盤事業者として指定された場合には、重要設備の納入等が事前審査の対象となり、主務大臣によって計画変更等が勧告される可能性がある。また、納入等について計画変更等が勧告されない場合であっても、上記の通り事前審査のために通常よりも時間を要する可能性が生じる点に留意する必要がある 4。

もっとも、経済安全保障推進法の条文上は、具体的な国名や企業名を挙げて利用制限等を規定することはされていない。また、 事前審査については「主務大臣」が実施するとのみ規定されており、具体的な認定基準等は、現時点では明確ではない。このため、現時点では、仮に取引先が特定社会基盤事業者として指定された場合であっても、本制度によりインフラ設備の導入等がどの程度の制限を受けるかは明確ではなく、今後の基本指針等の規定動向を注視する必要がある。

なお、経済安全保障推進法の立法に先立って開催された日本政府の有識者会議においては、「国が審査を行う際の考え方や 考慮要素をできる限り明確に定め、分野横断的に整合性が取れた形で運用されるべき」との提言が示されており<sup>5</sup>、今後に横断的

https://www.federalregister.gov/documents/2019/05/17/2019-10538/securing-the-information-and-communications-technology-and-services-supply-chain

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai\_anzen\_hosyohousei/dai2/siryou4.pdf 参照。

<sup>4</sup> 上記の通り原則として事前審査の届出受理から 30 日間は導入等はできず、また、これ以外に届出準備等に一定の時間を要することも考えられる。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai\_anzen\_hosyohousei/dai4/teigen.pdf の 27-28 頁。

#### NISHIMURA & ASAHI

な審査基準等について一定の公表がなされる可能性も低くはないと考えられる。また、同提言においては、「政府において具体的に制度を設計・運用していく際には、我が国が締結している国際約束との整合性に留意する必要がある」との指摘もなされており、基本的には WTO ルール等の国際ルールに整合した形での運営が想定されているのではないかと思われる。

## (2) 日本企業を対象とする M&A

上記の他に、外国企業が経済安全保障推進法の影響を受ける場面としては、各制度の対象となっている日本企業を取得する M&A を実施する場面も考えられる。例えば、①特定重要物資について認定供給確保事業者となっている日本企業、②特定社会 基盤事業者に対して重要設備の納入等を実施している日本企業、③特定重要技術の開発支援等を受けている日本企業を対象 とする M&A 取引を実施する場合において、M&A の実施後もかかる日本企業がそれまでと同様の事業活動を実施できるか、具体 的には、特定重要物資の供給確保や特定重要技術の開発についての支援を引き続き享受できるか、特定社会基盤事業者に対して引き続き重要設備の納入等を継続できるかといった点が論点になると思われる。

これらについては、現時点でインパクトを予測することは困難ではあるものの、外国企業が親会社となることによって何らかの影響が生じる可能性は否定できないところであり、外国企業としては、日本企業を対象とする M&A における考慮要素が一つ増えることになる。具体的なリスクの検討や契約上の対処は、今後の本制度の運用状況を踏まえて個別に検討することになると思われ、引き続き状況を注視していく必要があると考えられる。

以上

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター 配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 E-mail ☑